

令和4年度八千代市立睦中学校
学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定
令和4年4月1日改定

〔関連法令等：いじめ防止対策推進法
いじめの防止基本方針〕

はじめに

学校は、生徒たちにとって安全・安心な場所であり、生徒の可能性を引き出す「居心地の良い場」でなければならない。つまり、「いじめをしない、させない、許さない」学校をつくることは、学校の責務である。また、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を明確に示し、生徒の自主的活動につなげることで、「いじめをしない、させない、許さない」学校づくりを目指す。そのために、学校、家庭、地域の共通理解の下、この「八千代市立睦中学校学校いじめ防止基本方針」を策定した。

今後、生徒や家庭、地域の変化に柔軟に対応していくため、毎年協議の場を設け、その見直しを図っていくこととする。

1 基本理念について

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒が学校の内外を問わずいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、人として許されない行為である。しかしながら、どの学校でも、どの生徒でも起こりうるという認識のもと、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、組織的・計画的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

(2) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第二条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

(3) 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、「いじめ防止対策推進法」並びに「いじめ防止基本方針」に則り、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、

生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。また、対策にあたっては、正確かつ丁寧な情報提供等を行う。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織名称と構成員，対応内容

①日常組織(常設組織)

組織名称：生徒指導部会

構成員：生徒指導主事 各学年生徒指導担当職員 養護教諭 教頭
教育相談担当教員 特別支援教育コーディネーター
スクールカウンセラー

対応内容：情報収集と情報交換，教職員の共通理解事項の確認，早期発見に向けた取組，本基本方針に基づく実行・検証・改善など。

②いじめの疑いに係る情報があったときの緊急の組織

組織名称：いじめ防止対策推進委員会

構成員：校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年主任 担任
研究主任 養護教諭 教育相談担当教員
特別支援教育コーディネーター 情報教育主任
その他，必要に応じて，学校評議員 P T A代表，
地区主任児童委員，スクールカウンセラー，
スクールソーシャルワーカー等専門的な知識を有する者

対応内容：事実確認，情報の共有化，指導・支援の対応方針決定，生徒への指導・支援，保護者への支援，助言，関係機関との連携など

(2) 教職員以外の構成員

①心理の専門的知識を有する者(スクールカウンセラー)

・配置 S C (スクールカウンセラー) を活用する。

②福祉の専門的知識を有する者(スクールソーシャルワーカー)

③地域の事情を把握している者(主任児童委員)

※重大事態発生時，必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置 S V (スーパーバイザー) や不登校等児童生徒サポートセンター配置 S S W (スクールソーシャルワーカー) の派遣を八千代市教育委員会や不登校等児童生徒サポートセンター長を通じて要請する。

3 いじめの未然防止について

(1) 啓発活動について

①生徒

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との啓発を，年間を通じて行う。
- ・学校全体で暴力や暴言を排除するため，学級活動や学年集会，全校集会を利用し，周知する。
- ・次の態様はいじめであることを周知する。
冷やかしからいじめ，悪口や脅し文句，嫌なことを言う
仲間はずれ，集団による無視
わざとぶつかったり叩いたり蹴ったりする
金品をたかる，隠す，盗む，壊す，捨てる
嫌なこと，恥ずかしいこと危険なことをさせる
パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをする

- ・けんかの中にもいじめが存在する可能性がある。

②保護者

- ・年度当初の学校経営方針を説明する場において、いじめ予防の方策や相談体制、対処の体制について紹介する。
- ・年度当初の学級懇談会等において、学校以外の相談窓口等について周知する。
- ・必要に応じて、法第九条を紹介する。

③地域，その他

- ・学校だよりや学校ホームページを通じて、学校や家庭での未然防止や早期発見等の取組について紹介する。
- ・学校だよりや学校ホームページを通じて、学校以外におけるいじめの疑いのある場合の通報等の協力をお願いする。

(2) 教職員について

教職員が個々の生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切に支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

①日常の留意事項

- ・教職員が最大の教育環境であることの自覚を持つ。
- ・すべての生徒を公平に、愛情を持って接するように心がける。
- ・教職員と生徒の間での呼称や話し言葉に敏感になる。
- ・正しいことと悪いことの区別をする。
- ・発達障害を含む、障害のある生徒等については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- ・海外からの帰国した生徒や外国人の生徒等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- ・性同一性障害や性的思考・性自認にかかわる生徒等については、性同一性障害や性的思考・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に係るいじめについて
新型コロナウイルス感染症に係るいじめも懸念されることから、差別や偏見などに留意し、適切に対応する。本人または家族内で感染が確認された生徒等については、教育委員会や関係機関と連携を取りつつ対応を行い、個人情報取り扱いを慎重に行う。また、感染生徒等への心のケアを適切に行い、感染生徒等へのいじめの未然防止に取り組むとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行う。

②研修

- ・校内研修計画に、いじめに関する次の内容を位置づける。
未然防止 早期発見 教育相談 情報モラル

(3) 学習指導全般について

各教科，領域

- ・年度当初の校内研修で、生徒を主体とした授業づくり、対話を通じた深い学びについて共通理解する。
- ・一人一人に自己存在感を持たせる場面や自己決定の場面を与えること、共感的人間関係をつくることなどについて研修し、実践する。
- ・仲間と共に協力して学習する場面を、積極的につくる。

(4) 道徳教育等について

①道徳授業について

- ・道徳教育推進部会（道徳教育推進教師、各学年道徳担当、教務主任、教頭）

により授業の充実を図る。

- ・学習指導要領に基づいた「考え議論する道徳」を意識した指導改善を図る。

②情報モラル指導について

- ・特別活動（道徳の時間）の年間計画に位置づけて、各学年とも年度当初のできるだけ早い時期に実施する。
- ・教職員研修に基づく授業の実践や、講師の招聘等多様な方法を用いて、学年又は全校の生徒や保護者を対象に指導を実施する。

(5) 生徒会活動等について

①生徒会活動

- ・執行部主導で、いじめ撲滅に向けた活動に取り組む。

②子どもサミット活動

- ・目的に向かって活動する中で、自主性を育てる。また、他校児童生徒や地域の方とのかかわりから、仲間づくりやよりよい人間関係づくりを学ぶことができるようにする。

(6) 部活動、その他の活動について

①部活動等指導

- ・教育活動の一環であることを全教職員が共通理解して指導にあたる。
- ・生徒同士のよりよい人間関係づくりの視点を持って指導にあたる。
- ・年度当初の顧問会議において、時期に応じた指導のねらいを明確にすることや指導にあたっての共通ルールを確認する。
- ・勝利至上主義の指導等により、生徒に不要なストレスを与えることがないように充分留意して指導にあたる。
- ・部長会や委員会活動等において、円滑な人間関係が築けているかを教職員が把握し、指導、支援にあたる。

②その他

- ・校内行事等の準備活動では、生徒のよりよい人間関係づくりの視点を持って指導にあたる。

4 いじめの早期発見について

(1) 質問紙によるアンケート調査について

①国等による緊急調査等 未定(指示に従って実施)

②千葉県教育委員会による調査 未定(指示に従って実施)

※緊急調査を実施する場合有り

③教育委員会主体の調査について

ア 目的 いじめの早期発見

イ 期日 令和4年5月頃

ウ 方法 生徒対象 質問紙による

エ 報告 質問紙作成：教育委員会 集計、分析：当該校教職員

集計後、教育委員会指導課へ提出 7月下旬

重大事態と判断される場合は直ちに報告

オ 対応 項目6, 7, 8に則り速やかに対応

※緊急調査を実施する場合有り

④学校主体の調査について

ア 目的 いじめの早期発見

イ 期日 第1回 令和4年9月頃

第2回 令和5年1月頃

ウ 方法 生徒対象 学校独自質問紙による

エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告

オ 対応 項目6, 7, 8に則り速やかに対応

(2) 面談等による調査について

- ア 目的 いじめの早期発見
イ 期日 第1回 令和4年5月頃
第2回 令和4年9月頃
第3回 令和5年1月頃
ウ 方法 生徒対象
エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
オ 対応 項目6, 7, 8に則り速やかに対応

(3) 日常の取組について

- ・登下校時の様子については、全校職員で観察する。特に、ぎりぎりでの登校が目立つ場合などはその生徒の心身の状態に留意する。
- ・担任は、朝の健康観察では表情や体調不良の頻繁な訴え等に留意する。
- ・教科担任は、授業中のグループ活動時の人間関係を注意深く観察する。気になる点が見られた場合には、全職員で共通理解する。
- ・授業開始時の雰囲気や遅れて教室に入ってくる生徒などに留意する。
- ・授業中のグループ活動時の様子や正しい発言に対する冷やかしなどに留意する。(給食時のおかわりの仕方等にも留意し、ルール徹底をする)
- ・休憩時間や帰りの会後から部活動開始の間等は、トイレや空き教室、階段の踊り場など、できるだけ死角をつくらぬような教職員の動線、人的配置を行う。
- ・言葉の乱れや服の汚れに留意する。
- ・退勤前に、教室の整理、観察を行う。また使用している空き教室やトイレにも注意を払う。
- ・校長、教頭は、教職員からの報告を待つだけでなく、自らも生徒の人間関係などの情報を集めるよう努める。

(4) 保護者への協力要請等について

- ・子どもの様子で気になることがあった場合には、些細なことであっても担任まで連絡を入れてほしいこと、逆に学校からも気になることは連絡するなどの協力体制について依頼する。

5 いじめの相談・通報について

(1) 日常の相談・通報について

①学校

- ・全教職員が相談窓口である。
- ・相談、通報してきた生徒には、誠実に対応することを心がける。
- ・生活記録等でも相談又は相談申込ができる等、広く全生徒に周知する。

②学校以外

年度当初、全生徒へ、SOS カード(指導課発行電話相談窓口連絡先)を配布する。また、次項「相談・通報に関する指導」において必要と思われる窓口や連携機関を、生徒と保護者に周知する。

[おもな相談窓口(緊急)]

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	いじめ相談 24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付

[おもな相談窓口(一般)]

機 関 名	電 話	相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-8866	電話・面接(月～金)9:00～16:00
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	電話(月～金)9:00～21:00 面接(月～金)9:00～17:00 要予約
千葉県中央児童相談所	043-252-1152	子ども家庭 110 番 電話 8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話・面接(月～金)8:30～17:15
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用 SOS E-mail 有り

[おもな連携機関]

機 関 名	電 話	そ の 他
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	
八千代市青少年センター	047-483-2842	
八千代市教育センター	047-486-8866	
八千代市適応支援センター	047-486-1019	
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6031	
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	
千葉県中央児童相談所	043-253-4101	

(2) 相談・通報に関する指導について

- ・年度当初の全校集会，学年集会，学級活動において，相談することや通報することは適切な行為であることを周知する。
- ・年度当初の全校集会，学年集会，学級活動において，いじめゼロ宣言の「はなす勇氣」にふれて具体的に説明する。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 認知後の報告・連絡体制について

- ・発見者（通報を受けた者）は，事実確認が充分でなくとも報告する。
発見者（通報を受けた者）→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長
- ※上記は原則のため，状況に応じて変更する。

(2) 対応について

①認知の判断

いじめ防止対策推進委員会が，いじめとして対応すべき事案かどうか判断する。ただし，判断材料が不足している場合には，関係者の協力のもと，事実関係の把握を行う。

※重大事態の基準については別項8を参照する。

②認知後の対応

- ・組織を中心に，対応の方針を決定する。
- ・いじめを受けた生徒を徹底的に守り抜く。
- ・いじめを行った生徒や周辺の生徒等への聞き取り調査を適切に行う。
- ・いじめを行った生徒が，いじめを受けた生徒や通報者に圧力（物理的・精神的）をかけることを防ぐ。
- ・いじめを受けた生徒の保護者へ，できるだけ早い段階で事実を伝える。
また，調査結果やいじめを行った生徒等への指導についての情報提供を行

- う。
- ・いじめを行った生徒の保護者への事実の通知も、できるだけ早い段階で行う。
- ・インターネット上のいじめに対しては、不適切な書き込み等、被害の拡大を防ぐため、直ちにプロバイダへ削除の措置を講じるよう求める。また、必要に応じて地方法務局の協力を求める。なお、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに八千代警察署に通報し援助を求める。
- ・組織を中心に、再発防止策を協議する。
- ・いじめが解消した上で児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

※いじめが抵触する可能性がある刑罰法規例

強制わいせつ罪(刑法第 176 条) 傷害罪(同 204 条) 暴行罪(同 208 条)
 強要罪(同 223 条) 窃盗罪(同 235 条) 恐喝罪(同 249 条)
 器物破壊罪(同 261 条) 脅迫罪(同 222 条) 侮辱罪(同 231 条)
 名誉毀損罪(同 230 条) など

(3) いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」については、国基本方針に定められている。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、被害の重大性からさらに長期の期間が必要であるとされる場合は、より長期の期間を設定する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒本人及びその保護者に被害生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7 指導について

(1) いじめを受けた生徒へのケア・保護者への支援について

- ・いじめを受けた生徒の安全を確保するとともに、守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人、スクールカウンセラー、主任児童委員など）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめを受けた生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。
- ・つながりの深い教職員を中心に、その日のうちに家庭訪問等を行い、保護者へ事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。

(2) いじめを行った生徒への指導・保護者への助言について

- ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力をはぐくむ。

- ・学校から、いじめのあった生徒へ家庭訪問等を行い、保護者へ事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。
- ・いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けるように留意する。
- ・必要に応じて、別室において指導したりしていじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けることのできる環境の確保を図る。
- ・必要に応じて、八千代警察署生活安全課等と連携して対応にあたる。

(3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について

- ・自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてるなど、いじめに同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・必要に応じて集会などを開き、不要なうわさ話などが広がらないように指導する。

8 重大事態への対処について

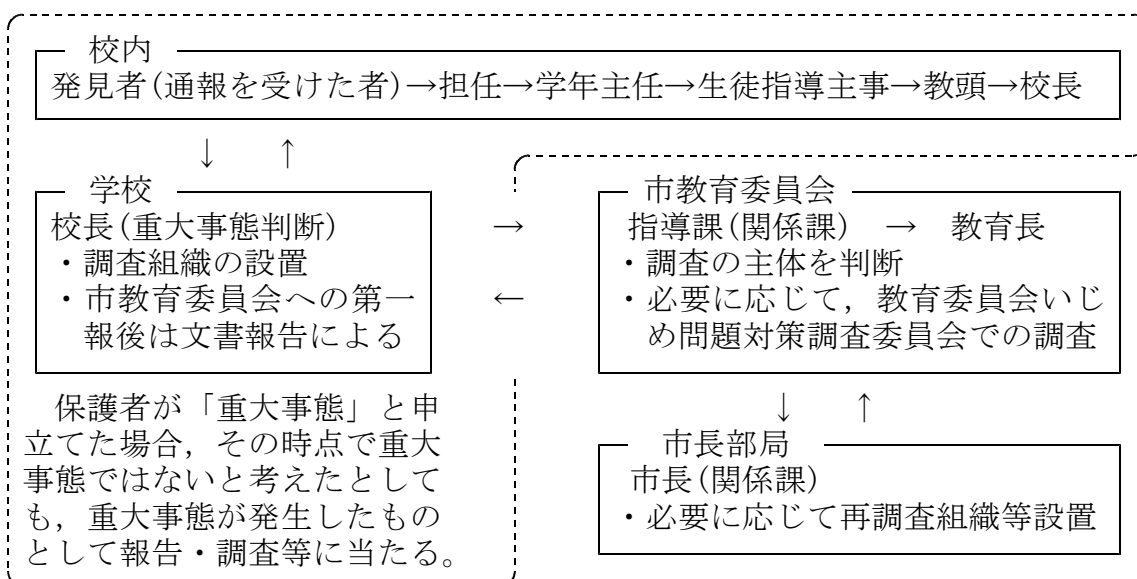
「八千代市いじめ防止基本方針」の「第4 重大事態への対処」を参考に、対処にあたるものとする。

(1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、「生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

(2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



※校内報告・連絡体制は状況に応じて変更あり

(3) 対処について

①学校が調査の主体の場合

- ・学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・調査結果を市教育委員会を通して市長に報告する。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、被害生徒の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。

②市教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会いじめ問題対策調査委員会が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

9 公表，点検，評価等について

(1) 公表について

- 学校ホームページへ本基本方針掲載 令和4年4月

(2) 点検について

設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

「学校いじめ防止基本方針」運用状況調査（生徒指導部会）

- ・各項目についての実施状況及び運用上の不都合な点等の調査及び改善
令和4年9月，令和5年2月

(3) 評価について

①学校評価

- ・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。 令和5年1月頃

②学校評議委員会

- ・本基本方針運用状況について意見聴取する。 評議員会議開催時

③教育委員会報告

- ・評価内容を教育委員会へ報告する。 令和5年2月頃

(4) 改定について

本基本方針は、国や県、市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のためにより実効的に取り組めるよう、年度ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂する。